

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第 3 号）
（行財政局税務部税制課）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が公布されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人及び法人の市民税

- (1) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとします。（第9条関係）
- (2) 法人税割の税率について、以下の措置を講じることとします。（第27条の7並びに附則第4条の2及び第4条の3関係）
 - ア 法人税割の税率を100分の6.0（現行100分の9.7）とします。
 - イ 超過税率を100分の8.2（現行100分の11.9）とします。
 - ウ 超過税率の軽減措置の対象となる法人等（資本金等の額が300,000,000円以下の法人等で、法人税額が16,000,000円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）及び中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人をいう。）について、超過税率を適用して計算した法人税割額から控除する金額を、当該法人税割額に8.2分の2.2（現行11.9分の2.2）を乗じて計算した額に相当する額とします。
- (3) 平成30年度から平成34年度までの間の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が12,000円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（88,000円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとします。（附則第4条の4の2関係）
- (4) 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してま

ち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の17.1に相当する金額（平成29年3月31日までに開始する事業年度にあっては、100分の15に相当する金額）を法人税割額からそれぞれ控除する特例措置を講じることとします。ただし、当期の法人税割額の100分の20に相当する金額を上限とします。（附則第6条の2関係）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を次のとおり講じることとします。（附則第7条関係）

ア 太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備及び風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（現行3分の2）とすることとされたことに伴い、当該割合を3分の2とします。

イ 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（現行3分の2）とすることとされたことに伴い、当該割合を2分の1とします。

- (2) 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（現行5分の4）とすることとされたことに伴い、当該割合を5分の4としたうえ、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長することとします。（附則第7条関係）

- (3) 平成29年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告があった農地となる事情がある土地に係る当該第2年度又は第3年度の固

定資産税の課税標準は、地目の変換等に類する特別の事情があるものとみなして算定することとします。（附則第8条の3及び第8条の4関係）

3 軽自動車税

(1) 軽自動車税として環境性能割を次のとおり創設することとします。

ア 課税客体は、道路運送車両法に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となっている物を含む。）のうち、3輪以上のものとします。（第67条の2関係）

イ 納税義務者は、3輪以上の軽自動車の取得者とします。（第68条関係）

ウ 課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とし、免税点は500,000円とします。（第69条の2及び第69条の4関係）

エ 環境性能割の税率を次のとおりとします。（第69条の3関係）

(ア) 次に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの 100分の1

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと

(c) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること

b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと

(c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること

(イ) ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの（エ(ア)の適用を受けるものを除く。） 100分の2

a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること

- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること
- (ウ) エ(ア)及びエ(イ)の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 100分の3

オ 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に掲げる時又は日までに、申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を京都市に納付することとします。(第69条の5及び第69条の6関係)

- (ア) 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時
- (イ) (ア)に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 当該3輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日

カ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、次に定めるところによるものとします。

- (ア) (イ)に定めるもののほか、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う。(附則第16条の4の2関係)
- (イ) 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、定置場所在の道府県の知事が行う。(附則第16条の4の3関係)

キ 軽自動車税の環境性能割の申告等は、次に定めるところによるものとします。

- (ア) 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例により、京都府知事にしなければならない。(附則第16条の4の4関係)
- (イ) 軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の例により、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を京都府に納付しなければならない。(附則第16条の4の5)

関係)

ク 営業用の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとします。(附則第16条の4の6関係)

(ア) エ(ア)に掲げる3輪以上の軽自動車 100分の0.5

(イ) エ(イ)に掲げる3輪以上の軽自動車 100分の1

(ウ) エ(ウ)に掲げる3輪以上の軽自動車 100分の2

ケ 自家用の3輪以上の軽自動車でエ(ウ)に掲げるものに対して課する環境性能割の税率を、当分の間、100分の2とします。(附則第16条の4の6関係)

コ 現行の軽自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこととします。

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定に基づく車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対する平成29年度分の種別割について、次のとおり特例措置を講じることとします。(附則第16条の5関係)

ア 電気軽自動車及び平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減することとします。

イ 次に掲げるガソリン軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減することとします。

(ア) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもの

(イ) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上のもの

ウ 次に掲げるガソリン軽自動車(イの適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね100分の25を軽減することとします。

(ア) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー

消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上のもの

- (イ) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上のもの

4 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記1(1)の改正は平成29年1月1日から、上記1(2)及び3の改正は同年4月1日から、上記1(3)の改正は平成30年1月1日から、上記1(4)及び2の改正は公布の日から施行することとします。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市市税条例等の一部を改正する条例
(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 軽自動車税(第68条～第81条の2)」を
「

第3節 軽自動車税

第1款 通則(第67条の2～第69条)

第2款 環境性能割

第1目 課税標準及び税率(第69条の2～第69条の4)

第2目 申告納付並びに更正及び決定等(第69条の5～第69条の13)

第3款 種別割

第1目 税率(第70条)

第2目 賦課及び徴収(第71条～第81条の2)

に

」

改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「(法)の右に「第458条第2項,」を加え、同項第2号中「又は」の右に「第69条の6第1項,」を加え、同項第3号中「第19項又は」の右に「第69条の6第1項,」を加え、同項第5号中「第90条第2項」を「第69条の7第2項,第90条第2項」に改め、同項第6号中「第601条第3項」を「第458条第2項,第601条第3項」に改め、同条第5項中「第3項ただし書」を「第4項ただし書」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、法第326条第3項に規定する修正申告書の提出があったときは、当該修正申告書の提出により納付すべき税額に係る延滞金の計算の基礎となる期間は、同項の定めるところによる。

第27条の7第1項中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第2章第3節中第68条の前に次の款名及び1条を加える。

第1款 通則

(軽自動車税に関する用語の意義)

第67条の2 軽自動車税において、環境性能割、種別割、軽自動車等、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車又は2輪の小型自動車の用語の意義は、それぞれ法第442条各号に定めるところによる。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、その定置場所在地において課する。

第68条第2項を削り、同条第3項本文中「第1項」を「前項」に、「その使用者に対して、軽自動車税」を「当該軽自動車等の使用者に種別割」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第68条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、同項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行

の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「前条第3項本文」を「第68条第2項本文」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の1款、款名及び目名を加える。

第2款 環境性能割

第1目 課税標準及び税率

(環境性能割の課税標準)

第69条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として、法第450条で定めるところにより算定した金額（第69条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第69条の3 法第451条第1項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

2 法第451条第2項の規定の適用を受けるガソリン軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 前2項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項及び第2項の規定は、法第446条第2項前段に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。

(環境性能割の免税点)

第69条の4 通常の取得価額が500,000円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

第2目 申告納付並びに更正及び決定等

(環境性能割の徴収の方法)

第69条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第69条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項に規定する環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書（次条において「申告書」という。）を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第2項に規定する報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第69条の7 申告書を提出すべき者は、申告書の提出期限後においても、第69条の11第1項の規定による通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第462条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第69条の8 環境性能割の納税義務者は、前2条の規定により環境性能割額を納付する場合には、当該環境性能割額に相当する現金をもって納付することができる。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第69条の9 市長は、環境性能割の納税義務者が第69条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（環境性能割の減免）

第69条の10 市長は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要とする者その他特別の事情がある者と認めるときは、当該環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が定める。

（環境性能割の更正及び決定）

第69条の11 市長は、法第462条第1項又は第3項の規定による環境性能割に係る更正を行い、又は同条第2項の規定による決定をしたときは、直ちにその旨を記載した通知書を発する。

2 不足税額（前項の更正による不足税額又は決定による税額をいう。次条において同

じ。)の納期限は、前項の通知書を発した日から1月を経過する日とする。

(環境性能割の不足税額に係る延滞金の減免)

第69条の12 市長は、納税者が前条第1項に規定する更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、法第463条第2項に規定する延滞金額を減免する。

2 前項の規定による延滞金額の減免を受けようとする者は、当該更正又は決定通知書に指定された納期限までに、その旨その他必要な事項を記載した書面に前項の理由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(環境性能割の過少申告加算金及び不申告加算金額等の決定の通知等)

第69条の13 市長は、法第463条の3第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額、同条第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額又は法第463条の4第1項若しくは第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、直ちに、その旨を記載した通知書を発する。

2 前項の過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限は、前項の通知書を発した日から1月を経過した日とする。

第3款 種別割

第1目 税率

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ウ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

(a) 営業用	年額	6,900円
(b) 自家用	年額	10,800円

b 貨物用のもの

(a) 営業用	年額	3,800円
(b) 自家用	年額	5,000円

第70条の次に次の目名を付する。

第2目 賦課及び徴収

第71条から第73条までの規定(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第74条の見出し及び同条第1項前段中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第

3項中「第68条第2項」を「第68条の2第1項」に、「当該軽自動車税」を「当該種別割」に改める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第68条第2項」を「第68条の2第1項」に改める。

第76条第2項本文中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項ただし書中「第68条第3項本文」を「第68条第2項本文」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第81条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第2項中「因り」を「より」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第81条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第4条の2中「100分の11.9」を「100分の8.2」に改める。

附則第4条の3第1項各号列記以外の部分中「11.9分の2.2」を「8.2分の2.2」に改める。

附則第4条の4の次に次の1条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第4条の4の2 所得割の納税義務者が、法附則第4条の4第1項前段に規定する特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における第27条第2項の規定の適用については、法附則第4条の4第3項に規定するところによる。

附則第6条の次に次の1条を加える。

（法人の市民税の特定寄附金税額控除）

第6条の2 法人が、法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金を支出した場合には、同条第7項又は第9項に規定する法人税割額から、それぞれ同条第7項又は第9項に規定するところにより控除すべき金額を控除する。

附則第7条第1項第2号中「及び第3号」を「第3号及び第33項第2号」に改め、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同項第5号中「附則第15条第36項」を「附則第15条第33項第1号、第36項」

に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 法附則第15条第42項 5分の4

附則第8条の2の次に次の見出し及び2条を加える。

(平成29年度以降の勧告遊休農地の価格の特例)

第8条の3 平成29年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日（平成29年度にあつては、当該年度に係る賦課期日以前）において、新たに勧告遊休農地（農地のうち農地法第36条第1項の規定による勧告があつたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）となり、又は勧告遊休農地であつた土地が勧告遊休農地以外の農地となる事情がある土地に係る課税標準については、第42条第2項第1号に掲げる事情があるものとみなして、法附則第17条の3に定めるところによる。

第8条の4 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、附則第10条及び第15条の規定は、適用しない。

附則第16条の4の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の4の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の4の3 市長は、当分の間、第69条の10の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして別に市長が定める3輪以上の軽自動車に係る環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第16条の4の4 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、京都府知事に対してしなければならない。

(軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の特例等)

第16条の4の5 軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金を京都府に納付しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の4の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第69条の3第1項	100分の1	100分の0.5
第69条の3第2項	100分の2	100分の1
第69条の3第3項	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の3第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の5を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が同項に規定する初回車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	8,200円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	12,900円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	4,500円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	1,800円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	2,700円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	2,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	3,500円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	5,400円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	1,900円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	3,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	5,200円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	8,100円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	2,900円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	3,800円

附則第26条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条中「他の軽自動車」を「他の3輪以上の軽自動車」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日京都市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第2項表以外の部分中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「係る改正後の条例」を「係る京都市市税条例」に、「掲げる改正後の条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表を次のように改める。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	3,100円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	5,500円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	7,200円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	3,000円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	4,000円
附則第16条の5第1項	第70条	京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日京都市条例

		第15号。以下この項において「平成26年改正条例」という。) 附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条
附則第16条の5第1項の表第70条第2号ウ(イ)の項	第70条第2号ウ(イ)	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条の5第1項の表第70条第2号ウ(ウ) a(a)の項	第70条第2号ウ(ウ) a(a)	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ(ウ) a(a)
	6,900円	5,500円
附則第16条の5第1項の表第70条第2号ウ(ウ) a(b)の項	第70条第2号ウ(ウ) a(b)	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ(ウ) a(b)
	10,800円	7,200円
附則第16条の5第1項の表第70条第2号ウ(ウ) b(a)の項	第70条第2号ウ(ウ) b(a)	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ(ウ) b(a)
	3,800円	3,000円
附則第16条の5第1項の表第70条第2号ウ(ウ) b(b)の項	第70条第2号ウ(ウ) b(b)	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ(ウ) b(b)
	5,000円	4,000円

(京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項前段中「、改正後の条例」を「、京都市市税条例」に、「（改正後の条例）」を「（同条例）」に改め、同項後段中「改正後の条例」を「同条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第9条（第1項に係る部分を除く。）の改正規定並びに第3条及び次条第1項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条（附則第7条の改正規定，附則第8条の2の次に見出し及び2条を加える改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。），第2条並びに次条第4項及び附則第4条（第2項を除く。） 平成29年4月1日

(3) 第1条中附則第4条の4の次に1条を加える改正規定及び次条第3項の規定 平成30年1月1日

（市民税に関する規定の適用区分）

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第9条第3項の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に改正後の条例第9条第1項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 改正後の条例附則第6条の2の規定は，地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。

3 改正後の条例附則第4条の4の2の規定は，平成30年度分の個人の市民税から適用する。

4 改正後の条例第27条の7並びに附則第4条の2及び第4条の3第1項の規定は，平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用区分）

第3条 改正後の条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は，平成29年度分の固定資産税から適用する。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から平成28年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第3条第2項に規定する旧法附則第15条第33項に規定する認定発電設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 改正後の条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成29年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 改正後の条例附則第16条の4の3に規定する軽自動車税の環境性能割を減免する軽自動車の指定に関し必要な手続その他の行為は、平成29年4月1日前においても行うことができる。

3 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度分の軽自動車税の種別割から適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 改正後の条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は、平成29年度分の都市計画税から適用する。

(行財政局税務部税制課)